

令和 2 年 1 月
令和 2 年第 1 回 栃木市議会臨時会
議案書及び議案説明書

栃 木 市

番 号 件 名

報告第1号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
議案第1号	令和元年度栃木市一般会計補正予算（第8号）	別冊

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和2年1月22日提出

栃木市長 大川 秀子

- 1 専決第12号 損害賠償の額の決定に関する専決処分
- 2 専決第13号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和元年12月5日

栃木市長 大川 秀子

令和元年8月5日、栃木市平柳町3丁目地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市平柳町3丁目地内居住者

2 損害賠償の額

274,995円

3 賠償の条件

市の賠償額274,995円から相手方の賠償額61,502円を差し引いた213,493円を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和元年12月24日

栃木市長 大川 秀子

令和元年10月23日、栃木市藤岡町藤岡地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

茨城県猿島郡五霞町大字小手指469番地10

王将運輸株式会社 代表取締役 松本 宏樹

2 損害賠償の額

607,270円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、議会に報告するもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

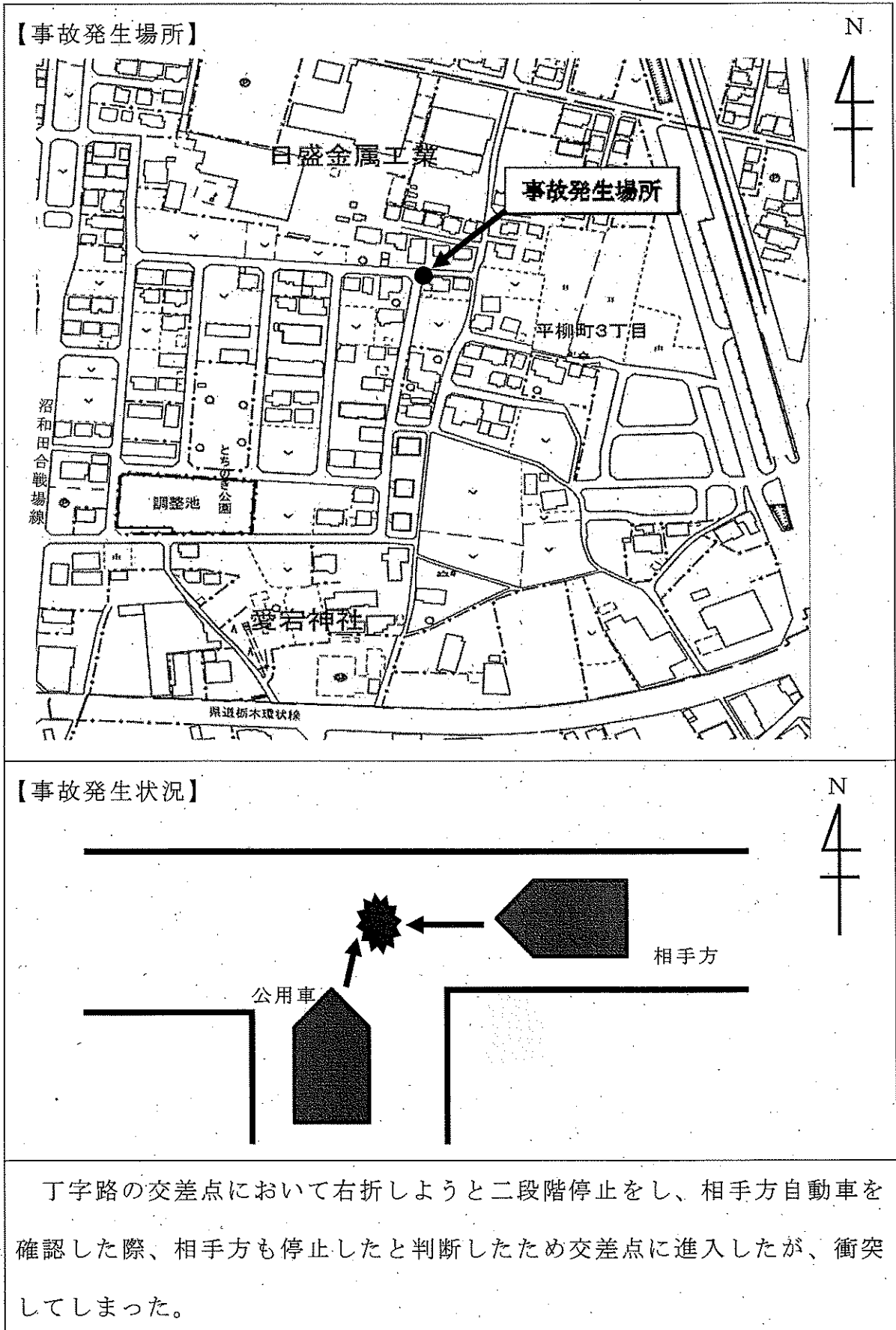
市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

- 1 1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 2 以下略

専決第12号



専決第13号

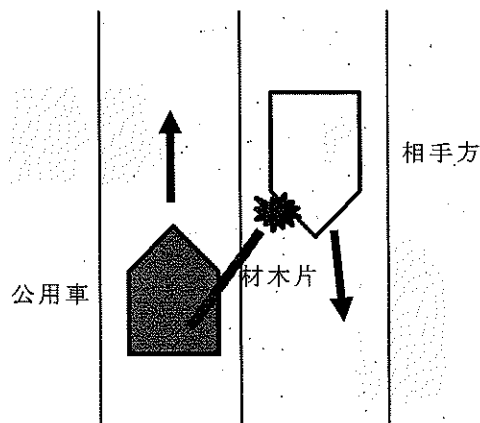
【事故発生場所】



※上記の図は、国土地理院ウェブサイト

(<https://maps.gsi.go.jp/#16/36.260305/139.651980/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c0j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1>) を加工して作成したもの。

【事故発生状況】



台風19号による災害ゴミを運搬中、風にあおられた積荷（材木片）が荷台から対向車線にはみ出し、相手方トラックのフロントガラス右側及びサイドミラーに接触してしまった。

